小牧市景観条例の概要

報告資料８

制定の理由

小牧市の地域特性や歴史・文化的資源などの魅力を生かし良好な景観形成を図るため、景観行政の基本的な方向性や考え方である景観計画を策定し、その取組について必要な事項を定める条例を制定する。

これまでの経緯

- 平成13年から「小牧市都市景観条例」に基づき、良好な景観形成を図るための取組を実施
- より積極的に景観行政に取組むことを目的に、令和5年6月に景観行政団体へ移行
- 景観行政団体として地域の景観形成の方向に沿った規制誘導を図るため、現行の「小牧市都市景観条例」を廃止し、新たな「小牧市景観条例」を制定するとともに、景観法（平成16年制定）に基づく「景観計画」を策定する。

平成13年　小牧市都市景観条例　施行

小牧市都市景観基本計画　策定

平成27年　小牧市都市景観基本計画　改定

令和5年度　景観行政団体へ移行

今後の予定

令和6年度　小牧市景観計画　策定（令和7年4月施行予定）

令和7年度　小牧市景観条例　4月施行予定

条例の概要

①景観法に基づく景観計画を変更等をしようとするときは、小牧市景観審議会の意見を聴いて定めることを規定（第6条）

②一定規模以上又は景観重点地区内での建築物の新築等や工作物の建設等は、あらかじめ景観法及び本条例に基づく市への届出が必要（第11～17条）

③景観上重要な「景観重要建造物」及び「景観重要樹木」の指定基準を規定（第18～21条）

④景観重点地区（優先的かつ計画的に景観形成を推進すべき地区）の指定に関する基準を規定（第22条）
※なお、「小牧市都市景観条例」で指定された「景観形成重点区域（やすらぎみち）」を本条例の景観重点地区とみなす

⑤一定の地域における景観形成を図ることを目的として組織された団体を「景観団体」として認定することを規定（第23、24条）
※なお、「小牧市都市景観条例」で認定された「景観形成重点地域の景観を守る会」を本条例の景観団体とみなす

⑥景観形成に寄与していると認められる建築物、工作物、広告物その他物件について、その所有者等を表彰することを規定（第25条）

⑦第23条第1項の規定により認定した景観団体に対して技術的支援や運営に要する経費の一部を助成できることを規定（第26、27条）

⑧市長の諮問に応じ、景観に関する事項を調査審議させるために小牧市景観審議会を置くことを規定（第28～30条）
※なお、「小牧市都市景観条例」で設置された「小牧市都市景観審議会」を本条例の小牧市景観審議会とみなす